

第116回行政苦情救済推進会議 議事概要

1 日 時：令和元年12月9日(月)15:00～17:00

2 場 所：中央合同庁舎第2号館 第4特別会議室

3 出席者

座 長 松尾 邦弘

江利川 毅

小野 勝久

梶田 信一郎

齋藤 誠

高橋 滋

南 砂

(総務省) 行政評価局長 白岩 俊

大臣官房審議官 山内 達矢

行政相談企画課長 砂山 裕

行政相談管理官 飯塚 雅夫

4 議 題

(1) 審議案件

- ① 給与支払報告書の様式の統一（新規案件）
- ② NHKの受信契約の解約手続等の周知（前回付議案件）
- ③ 金融機関における成年被後見人の本人確認書類の統一（前回付議案件）
- ④ 養子縁組里親における育児休業期間の見直し（第112回、第113回及び第114回付議案件）

(2) 結果報告

- 後期高齢者医療制度の被保険者への保険料徴収（令和元年11月14日あっせん）

5 議事概要

事務局から、付議資料に基づき事案の内容の説明が行われた後、事案の検討が行われた。主な質疑は以下のとおり。

(1) 審議事案

給与支払報告書の様式の統一（新規案件）

(梶田委員)

eLTAX 様式では、法定様式から「給与支払者の指定番号」や「会計事務所（税理士）の名称、連絡先」の記載項目が追加されているが、相互の違う理由は何か。

(事務局)

自治税務局では、eLTAX 様式について、法定様式を基に、市区町村の意見を踏まえて様式を定めたとしており、「給与支払者の指定番号」や「会計事務所（税理士）の名称、連絡先」については、市区町村の意見を踏まえて追加したとのことであった。

しかし、eLTAX の記載項目を定めた際に、法定様式の改正までの議論には至らなかったと聴いている。

(松尾座長)

「給与支払者の指定番号」が調査した全ての地方公共団体で追加されているのに対して、「会計事務所（税理士）の名称、連絡先」は追加していない地方公共団体もあり、混在している。この違いは何か。

(事務局)

「給与支払者の指定番号」については、調査した地方公共団体では、税務事務において、事業所情報を、事業所ごとに付番した指定番号に基づき管理しているため、同欄を設けることが必要としていた。

また、「会計事務所（税理士）の名称、連絡先」についても、必要とする地方公共団体では、「事業所が税務業務を会計事務所（税理士）に委託しているケースが多いため、記載事項の紹介先の確認のために必要」としているが、その欄を設けるか否かは、各地方公共団体の判断となるので、差異が生じたものと承知している。

(松尾座長)

「給与支払者の指定番号」は全部「○」であるが、他はそうではないのがよくわからない。

(高橋委員)

補足だが、個人住民税は自治事務であるので、「法定様式」といっても、地方公共団体は必ず法定様式の記載項目のとおりとしているものではなく、各地方公共団体のニーズに応じて記載項目を設定している。例えば、「給与の支払期間」や「払込みを

希望する金融機関」は、法定様式に設定されているが記載項目を設けていない事例が多い。このように法定様式を定めていても、地方公共団体によって記載項目が異なっているのが現状である。

(梶田委員)

自治税務局が通知において「必ず法定様式によらなければならない」としている意味は何なのか。この通知はどの程度の拘束力を持つのか。また、例えば、事業者が法定様式で出してきたら、地方公共団体ではどのように対応しているのか。

(事務局)

取扱いは地方公共団体により区々である。調査した地方公共団体の中でも、法定様式であってもそのまま受け取る地方公共団体、当該地方公共団体で定める独自様式により改めて提出しなおすことを求める地方公共団体の双方がみられた。

(梶田委員)

地方公共団体の取扱いは、省令や通知に違反している、ということになるのだろうか。

(齋藤委員)

地方公共団体の取扱いが通知に反する取扱いであることについては、原則として、自治事務に係る技術的助言として発出された通知は法的拘束力を持たないことを踏まえ、通知に従わないことを問題があるとまで言えないだろう。

また、省令との関係をどう捉えるかについては、地方公共団体の取扱いは、厳密に言えば省令に反する取扱いということになるのかもしれない。しかし、一般的に、様々な様式の設定について、個別根拠法は必ず法定の様式に一致させることまでを地方公共団体に要求していないのではないかと。他の様式でも、法定の様式を基本としつつ、必要な記載項目について上乘せをしている例もあり、このような取扱いを違法とまでは言えないと思う。

ここからは意見であるが、事業所の負担軽減や電子申告によるワンストップ化を考えれば、改めて様式を統一すべきである。一方、地方公共団体において実務を踏まえて様式をカスタマイズしている現状からみて、地方公共団体におけるカスタマイズが生じた事情を踏まえれば、それを取り込む形で改めて様式を統一しなければ地方公共団体における、実務に支障が出ると思われる。

例えば、「徴収方法別の報告人員」は、法定様式には設けられていないが、独自に設けている地方公共団体も多く、また、九都県市特別徴収推進検討会で定めた様式でも使用されている。このことを踏まえると、この記載項目は地方公共団体の実務において必要ということが考えられ、こういった記載項目は追加する形で様式を統一すべきである。

(松尾座長)

改めて、eLTAX 様式では、法定様式から「会計事務所（税理士）の名称、連絡先」の記載項目が追加されているが、これらの記載項目を追加した理由は何だったのだろうか。

(事務局)

自治税務局では、市区町村の意見を踏まえて追加したとのことであったが、このことを踏まえ、法定様式の改正までの議論には至らなかったとのことであった。

(齋藤委員)

法定様式の改定となると、省令の改正が必要となる。eLTAX 様式を定める際に法定様式の改定をすべきであったかもしれないが、様式を大きく変えるなど何か大きな流れがないと、省令改正の議論まで至ることは難しいだろう。

(梶田委員)

統一化については、そのとおりだと思うが、eLTAX が進めば、紙での提出は不要との見方もある。今後、eLTAX の普及はさらにどのように進むことになっているか。

(事務局)

令和3年1月から、給与支払報告をeLTAXにより報告することが義務化される対象事業所が、基準年(前々年)に税務署へ提出する所得税の源泉徴収票の提出枚数が100枚以上の事業所となることは決まっているが、更なる義務化の拡大までは決まっていない。

なお、義務化と併せて、eLTAX の利用促進も行われることを踏まえると、eLTAX の利用自体は拡大すると推察される。

(梶田委員)

当分の間は、紙媒体により給与支払報告を提出する事業所は残るということになるということだろうか。

(小野委員)

省令では、総括表の様式は法定様式によることとされている。今後、eLTAX による報告の提出が拡大する方向性であることも踏まえ、改めて様式の統一性を図ることは大事である。地方公共団体の取扱いやニーズなどいろいろな情報を集約したうえで、もう一度法定様式を守ることにについて地方公共団体に徹底させるべきである。今後eLTAXによる報告の提出が拡大することを踏まえると、法定様式とeLTAX様式を一致させておかないと、自治税務局が「法定様式によるべき」として通知していることに沿わない状況が拡大することにもなり、今が様式を見直す好機ではないか。

(梶田委員)

以前、法人課税に係る様式について統一化を行った。その様式も、今回のケースと同様に、省令で様式は定まっているものの、地方公共団体において実際に使われている様式は区々となっているということであったが、統一に至るまでには、地方公共団体の最大公約数の意見を踏まえて対応する必要があり、非常に時間を要した。

今回の給与支払報告の様式についても、今後の eLTAX の普及を踏まえると、統一する必要があるというのはそのとおりだが、実際どの程度までできるのだろうか。

(高橋委員)

電子申請の普及の一環で様式の統一化を図るということは政府全体の流れでもあり、自治税務局も様式の統一化については、同様であるだろう。もちろん、地方公共団体の実務にも影響する話であり、システム改修なども必要となることも考えると、統一に至るまでには時間を要すると思う。あっせんを行うこととなれば、改善に至るまでに時間を要することを考えながら行ったほうがよい。

(松尾座長)

中小企業にとっては、eLTAX による報告の提出が困難な状況もあると思われ、無理強いのような形で eLTAX の利用を求めることはできない。このような点を踏まえても、本件についてあっせんを行うことは、差し支えないのではないか。

(事務局)

本日の御意見を踏まえ、座長とあっせんの仕方について御相談しながら、進めてまいりたい。

NHKの受信契約の解約手続等の周知（前回付議案件）

(小野委員)

結構なことだ。

(松尾座長)

NHK としてはスピード感を持った対応ではないか。議論した時には幾つかの NHK の問題点もあったが、NHK 側と対応した時の感じはどうか。

(事務局)

推進会議でこういった意見があったということを全て NHK に対して伝達している。一つ一つの審議での意味合いについて、事務局の受け止めに伝えている。すなわち、ただ単に変えればよいということでは全くもって審議会の意図ではない。どういう考え方で広報を行っているのか、そこをしっかりと明らかにしてほしい。そのことと、今回採った改善措置が結びついているのか、そこの確認ができないと、少し直したと

ということを見せているだけであって、今回の推進会議の本意を受け止めたことにはならないと思うという趣旨を伝えている。

これに対して、NHK は、今のまま（Q&A の改善のみ）では足りないので、担当役員にも現状を説明してトップページまで変えないといけないということで改善を図ったということであった。また、NHK として、改善措置について、ツールを使って、広報していきたいとしている。

併せて、お宅を訪問して初めて受信の契約をするといった時に、パンフレットを配付しているが、パンフレットについても、今までホームページに載せてなかったが、トップページに載せ（PDF）周知している。本パンフレットには今回の改善措置（Q&A）は掲載されていないが、パンフレットを改正する時に、今回ホームページに掲載した、解約の手続等について掲載していくこととする旨の説明を受けている。

そういう意味では、私どもの意は伝わっているのではないかと考えている。

（齋藤委員）

ホームページの充実で迅速に受け止めていただいたというのは大変よろしい方向だと思う。一方、併せてパソコンをお持ちでない視聴者の方もいらっしゃるのので、NHK の回答にある「コールセンターのコミュニケーターや訪問員に対して、問い合わせがあった際に、的確に回答を行えるよう、指導・教育を一層徹底する。」ということが重要なことであるので、引き続き進めていただきたい。

（松尾座長）

そもそも推進会議で議論したときに、こういう改革をすべきだという意見（相談）はもっともだなと思った。内容としては、「クリック 6 回」にも象徴されていたけれども、問題は NHK の姿勢だったのではないかと。感想ではあるが、こうしたことをそのまま放置していた NHK の姿勢とみると、国民の皆様には十分な説明と改善策を常にとって行くという姿勢そのものに問題があったのではないかと。このため、今回の改善措置は、一つの問題提起についての対応ぶりだったと。確かに、少なくとも、問題提起の点についてはかなり迅速に対応し、推進会議で指摘した問題点はそれなりに理解したのかなと、その一歩を踏み出したのかなという感じがある。

これに留まらず、NHK は、「こういうようなことを改善した」ということを国民の皆様には広報することが必要。そうすることで国民の皆様からの支援を得て、業務を進めていくという姿勢をとらないと、同じ問題が幾つも出てくるのだと思う。そうしたことを考えると、今回はまだ多少、工夫の余地があるかもしれないが、NHK として、そうした意識はおそらくあるのだろうということを考えれば、本件については、これでいい結果になったと思う。

また、そういったことは、推進会議の審議結果とともに、「こういう結果になった。」ということを知らしめると、国民の皆様も、NHK でどのような対応をしたか否か、チ

チェックすることができるのでよいと思う。そういう対応は、一つの教材にもなるので、そうした広報も事務局でしっかりやってもらいたい。この点、推進会議としてもお願いしたい。

(事務局)

承知した。

金融機関における成年被後見人の本人確認書類の統一（前回付議案件）

(齋藤委員)

一点確認したい。警察庁側で「登記事項証明書だけでは認められない」という理由の一つ、有効期限の無い証明書類は6か月以内に作成されたものに限るとしているが、健康保険証や運転免許証は有効期間内であれば認められているということか。「有効期限のない本人確認書類」というのはどういうものが定義されているのか。

(事務局)

犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」という。）に規定されている事項ではあるが、健康保険証や運転免許証、マイナンバーカード等は本人に一を限りとして発行しているものであるが、登記事項証明書は本人以外の4親等以内の者にも発行されるものであるという違いである。

(高橋委員)

要は、国際的には、本人確認は厳しくしろと言われているが、一步でも退くと後ろ向きだと言われそうだから嫌だ、ということかもしれないが、元々が不合理なものであれば引いても国際的に問題ないと考える。警察庁が言っていることはほとんど理屈になっておらず、国際法的にもやめても問題ないのではないかというスタンスかと思っている。このため、この案件については警察庁や金融庁が関係機関を含め、さらに話し合う必要があると考える。

(齋藤委員)

私も、少なくとも、話し合える場を作ってもらいたいというスタンスに賛成である。

(松尾座長)

警察庁は、どういう視点かは別にして、相互の意見を交わす場を設けることについては乗ってくるということか。

(事務局)

犯収法を所管する立場として必要な場合に依じて検討することは否定しないというスタンスであるので、どういう観点で議論する必要があるのかを明示することで当然話し合いをすることを否定するものではない、ということと受け止めている。

警察庁に対しては、行政相談委員の意見として、後見人に負担があるということに

ついて追加で情報提供はしており、我々も何度もお伝えしているが、本省の実務担当からすると、本当に後見人の負担になっているのか、被後見人の健康保険証を取ってくるということが負担であるという現場の意見が十分には伝わっていない。本当にそういうことがあるのかという疑問を持っている。

一方、元々金融庁から事務移管されたという経緯はあるが、警察庁本庁では、本件について現場で起きていることを直接把握しているわけではない。本行政相談（行政相談委員意見）では、登記事項証明書のみで本人確認としている実態があるということは把握している。

すなわち、本行政相談（行政相談委員意見）において、現場では、後見人に対する信頼で登記事項証明書のみで新規口座を開設しているという結果が把握されている。

国際的な論調はもちろんであるが、取扱いが区々となっている実態について、各現場ではどのような判断でそのように対応しているのかを放置したままでは、推進会議の議論とはかみ合わない、警察庁には説明している。

（松尾座長）

警察庁にもう少し考えてもらう必要があると思う。抽象的な危険性、犯罪に利用されるおそれとか、そういうことを持ち出されると誰も何も言えないので、必要性の問題を持ち出してもらって、さらにその中間的な認識なり、取り決めなりをしてもらえば現実には動いていくのではないかと思う。

推進会議としては、本資料のとおり、今までそれぞれの議論（照会・回答）はしており、また、警察庁は関係機関との検討の場を設けるということについては否定していないのであれば、今までやったことはないが、推進会議（総務省）が仲介役となって、担当者レベルでまず議論をし、その結果を推進会議にも報告してもらって、その中でもう一段具体的に詰めるというようなやり方もあると思う。そうした実務間の議論の中で、警察庁も了承できるような対応の仕方があるのかないかを、専門家同士でやってもらうというのもあり得るのではないかと思う。ちょうどいい問題だからやったらいいと思うがどうでしょう。

（事務局）

今の発言のご趣旨は、あっせんではないが、実務者間で議論をして、現場のニーズがどれくらいあるかということのを共有し、後見人に負担があること等を踏まえ、簡素な取扱いができるのかできないのか、既存口座の取扱いが区々となっているという問題もあるので、どのような実務的な対応ができるか検討する場を設けて、その検討の状況については機会をみて、推進会議に報告をするというイメージか。

（松尾座長）

警察庁に対して推進会議の意見を伝えるというのはまだ早いと思うので、話し合いの場が設けられるのかどうか打診していただいて、その議論の結果を報告してもらえ

ればと思うがどうか。

(事務局)

承知した。

養子縁組里親における育児休業期間の見直し（第112回、第113回付議案件）

(江利川委員)

厚生労働省では、検討の目途とか、いつぐらいまでにやるという話は出ていないのか。来年度はやります、という話にはならないのか。

(事務局)

今後検討していくということは否定されていないが、例えば児童相談所の関係では法令が改正されたばかりでもあり、年度内に区切って結論を出すことは難しい状況であると聴いている。検討するベクトルにはあるが、現時点では、いつまでに結論を出すということは確定していない。

(高橋委員)

江利川委員の話と同じだが、定期的なフォローアップは必要である。フォローアップする予定だということは、厚生労働省にお伝えして、しっかり、対応状況を見ますよ、ということを手相に伝えることが必要だと思う。

(江利川委員)

里親制度は日本ではなかなか普及していないが、困っている人が助けられる仕組みであるから、個人的には、芽は摘まない方向で考えてほしい。そういう意味では、何とか、育児休業や特別休暇等が取りやすい仕組みにならないか。何か、この会議として具体の改善方策までは言えなくても、少し前向きに、検討も早めてもらうようにできたらいいのではないかと思う。

(松尾座長)

育児休業は強い権利である、というのはそのとおり。育児休業を取る人と、与える企業・団体との間で、経済的な問題を含めて影響があるというは理解できるが、一方で、養子縁組を通じて、親や、養子となる者の将来のことを考えて、我が国で十全に環境作りをするということ、休業・休暇を取りやすい環境をできる限り作っていくということは、おそらく絶対的にも異論がないことと思う。しかし、その期間をどうするのかについても、当事者が望む場合は、育児休業として取得できるよう、養子縁組の制度として環境整備をもう少ししっかり幅広く考えるのであれば、広げることが可能だという方向で制度が発展していけばいいのかなと思う。それは、その子供にとっても、親にとっても将来のことを考えると大変大事なことである。

また、資料をみると、委託措置に至らなかった件数はずいぶん少ない。基本的には、

将来養子となるという形で親子関係が形成されていくものである。それは我が国全体としても、当事者にとって好ましいことである。本件は、可能であれば推進すべき施策として位置付けて、育児休業期間を考えてもらいたい。

(小野委員)

外泊を行った209件のうち委託措置に至らなかった5件について、理由が四つ挙げられているが、受ける時に覚悟はできているが、それぞれ迷って迷って、外泊時にどうしようかとなったものと思われる。さらにというご夫婦の意見もあると思うが、必要になったものであると。流れとしては、皆さんの意見については賛成である。

一方で、経営者の方から見ると、広められるのも大変である。主旨は分かるが、人手不足であるところに育児休業を何日も取られると辛いということで、期間についても、経営者側からすると非常にデリケートなことなので、厚生労働省で検討していただいた中で中間報告をいただいて、我々も情報共有をしながら進むのというのはどうか。

私の知り合いが里親をやっている、南委員からも里親の話は聞いたが、ダメになったのはレアケースであるという。そういったところから環境作りを進める方向ではあるが、一方では事業主のことも考えておかなければならないかと思う。

(松尾座長)

この問題は推進会議で議論した結果として、今後の厚生労働省の検討状況をフォローすることとする。個人的には、もう少し前向きで可能じゃないかという方向で変わってほしいと思うが、世の中としてはどうなのか。確かに、小野委員が言ったような、当事者間で育児休業期間を使った時の抵抗感はあると思う。それについて、世の中で、そうは言っても家族を作る話だよ、と。事柄の性質としては、事業主にとっては、働き盛りの人が長期間休むことは痛手であり、家族間での、民法が直接的に関係してくる関係を築くことについて、その見極めにどれくらい期間が必要かということは、数値計算できるものではないが、日本においてもう少し環境整備が進めば良いという前提に立って、前向きに進める方向で支障があるかを確認する姿勢でウォッチしていくこととしてはどうか。

この問題は、里親制度利用者が育児休業等を取得しやすい環境の整備を図る観点から、厚生労働省において、自ら改善方策の妥当性等の検討を進め、その状況について、定期的にフォローしていく方向で、すなわち、適当な時期に、推進会議にこのような検討状況だという報告をしてもらうこととしてはどうか。

(事務局)

承知した。

(松尾座長)

もう一つ、個人的には、世間の意見を聞いてもらいたい。無作為に抽出した人にどうかと聞いてみたり、実際に養子縁組をした人に意見を聞いたりしたものも見てみたい。そうすることで、より強固な養子縁組制度になると思う。調べるのは難しいと思うが、実際に無記名で書いてもらった内容を、今後の検討の参考にできればよいのではないかと考える。

(2) 結果報告

後期高齢者医療制度の被保険者への保険料徴収（令和元年11月14日あっせん）

事務局から、あっせんの結果について説明した。

以 上